

肥料価格高騰対策事業の計画承認申請書の受理・審査等に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

肥料価格高騰対策事業の計画承認申請書の受理・審査等に係る業務委託

2 業務目的

「肥料価格高騰対策事業」の参加農業者への支援金支払のため、取組実施者から提出される計画承認申請書の申請書類の受理と形式審査を行うことで、事業実施主体が行う事務を円滑化し、国が定めたスケジュールに沿った事業の実施を図る。

3 委託業務の内容

受託者は、申請受付センターを設置し、肥料価格高騰対策事業の計画承認申請書の受理・審査等に係る業務を行うこと。

受託者は、次に掲げる業務について、委託者と協議をしながら実施すること。

なお本事業に参加が見込まれる農業者数および本事業の申請期間は以下の通り。

- ・参加農業者数：以下の①②合計でおよそ 40,000 戸（推計値）
 - ・取組実施者数：以下の①②合計でおよそ 4,000 件（推計）
 - ・申請期間：①令和 4 年 11 月 21 日から令和 4 年 12 月 2 日まで
②令和 5 年 2 月 6 日から令和 5 年 2 月 22 日まで
 - ・審査期間：①令和 4 年 11 月 21 日から令和 4 年 12 月 23 日まで
②令和 5 年 2 月 6 日から令和 5 年 3 月 10 日まで
- ※国が事業スケジュール等の見直しを行った場合には、申請及び審査期間の変更を別途協議します。

(1) 取組実施者から提出される計画承認申請書の受理及び受理簿の作成

申請に必要な以下ア～クの書類について、過不足を確認し、適切に提出されている場合は受理簿に記載を行うとともに、不備ある場合は取組実施者に電話等にて連絡し、期日を定めて修正された申請書を徴取する。

ア. 様式 1-1（鑑文）

イ. 様式 1-1 別添（肥料価格高騰対策事業取組計画書）

ウ. 様式 1-2（肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿）

エ. ウに記載のある参加農業者全員分の様式第 2 号（化学肥料低減計画書）

オ. ウの「当年の肥料費」の根拠となる証拠書類

①事業期間内に発注した肥料であることを証明する書類（注文票等）

②肥料費を支払った又は支払義務が生じていることを証明する書類（領収書又は請求書）

カ. ウに記載のある参加農業者全員の誓約・同意書

キ. 取組実施者の口座振替依頼書

ク. その他委託者が定める必要書類

例) 一部の申請書に添付を義務付けている以下の書類

①市町村が行う肥料コスト上昇分に対する補助事業に関する書類

②注文票、領収書及び請求書の金額が事業要件に合致した肥料費であることを証する書類

(2) 様式1-2の記載内容の確認

「当年の肥料費」と、3(1)オの証拠書類との突合を行う。突合後、当年の肥料費の額が正しい場合は、「当年の肥料費」を基に算出する「支援予定額」の金額が正しいか確認する。

なお、3(1)ク①に該当する書類の添付があった場合は、別途定める計算式による調整額を控除した支援予定額となっているかを確認する。

確認の結果、誤記載があった場合は提出者である取組実施者に電話等で連絡し、期日を定めて修正及び再提出を依頼する。

(3) 様式1-2の名簿作成

受託者は取組実施者が提出する様式1-2について、電子データでの提出用のメールアドレスを定め、予め委託者に通知する。

取組実施者から提出された様式1-2については、内容が正しいと確認された場合、別途定めるとりまとめ様式へとりまとめを行う。なお取組実施者から紙媒体でのみ提出があった場合は、受託者が紙媒体の情報をデータ入力した上で、とりまとめる。

(4) 様式1-2の記載内容と誓約・同意書の突合確認

様式1-2の備考欄と、参加農業者が提出する「誓約・同意書」の補助金申請・交付に関する回答、3(1)ク①の添付書類について齟齬がないか確認し、ある場合は取組実施者に、当該参加農業者の市町村への補助金申請の有無について確認する。

(5) 確認した申請書類の提出

(1)から(4)について確認が終了したら、委託者が別途示す送付先あてに書類およびデータを送付すること。

(6) 進捗状況の報告

(1)から(4)の進捗状況については、受託者は5営業日ごとに委託者に報告するとともに、委託者が報告を求めた場合は、進捗状況を報告すること。

6. その他

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、行程表を作成するとともに、短期間に大量の申請書を取り扱うにあたり、書類の受付漏れや他業務との混同が起らないような体制をとり、委託者の確認を受けること。

(2) 個人情報の取扱いについて

取組実施者から提出される書類には参加農業者の個人情報が含まれるため、情報の漏洩が起こらないような体制を整備し、委託者の確認を受けること。

(2) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に損害を与えた場合、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(3) 経費

業務に係る経費の一切の経費は全て委託業務費に含むものとする。

(4) 疑義の処理

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。